

松前町空家相談窓口運営業務 公募型プロポーザル実施要項

1 目的

本要項は、松前町空家相談窓口運営業務（空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第24条第1号、第2号及び第5号に掲げる業務）の受託候補者を選定し、契約締結後、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等管理活用支援法人として指定するため、公募型プロポーザルの実施に関し必要な事項を定める。

2 業務内容

別紙「松前町空家相談窓口運営業務仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

3 業務期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

4 参加資格

参加資格は、法第23条第1項に規定する法人であって、松前町空家等管理活用支援法人指定基準に適合する法人であること。

5 スケジュール

提出期限	内容
令和8年8月10日（月）	公募開始
令和8年8月19日（水）17時まで	質問書の提出期限
令和8年8月21日（金）	質問書の回答
令和8年8月24日（月）17時まで	参加表明書の提出期限
令和8年8月26日（水）	プレゼンテーション日程通知
令和8年8月28日（金）17時まで	企画提案書の提出期限
令和8年9月上旬	プレゼンテーション
令和8年9月中旬	審査結果公表
令和8年10月上旬	契約

6 参加表明書の提出

(1) 受付期間（提出期限）

令和8年8月10日（月）9時から令和8年8月24日（月）17時まで

(2) 提出物（下記に掲げる書類を提出期限までに提出すること。）

提出種別	書類名称	提出期限	様式
必須	参加表明書	令和8年8月24日 17時まで	様式第1号
必須	参加資格に係る申立書		様式第2号
必須	法人等概要書		様式第3号
任意	同種業務実績調書		様式第4号

(3) 提出方法

持参（平日9時から17時までの間）又は郵送（提出期限必着）

(4) 提出部数

正本1部、副本1部

(5) その他

松前町入札参加資格者名簿に登録されていない者は、参加表明書の提出に併せて、次に掲げる書類を提出すること。

ア 定款

イ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（発行日から3ヶ月以内のもの）

ウ 代表者印鑑証明書又はその写し（発行日から3ヶ月以内のもの）

エ 納税証明書又は完納証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

オ 直近1事業年度分の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表

なお、本提出は本プロポーザルにおける参加資格確認のために求めるものであり、松前町入札参加資格者名簿への登録を行うものではない。

(6) 提出先

産業建設部 まちづくり課 住宅係（担当：仲田）

7 質問書の提出

(1) 受付期間

令和8年8月10日（月）9時から令和8年8月19日（水）17時まで

(2) 提出物

提出種別	書類名称	提出期限	様式
任意	質問書	令和8年8月19日17時まで	様式第5号

質問書（様式第5号）

(3) 提出方法

電子メール

(4) 質問への回答

質問書の提出期限から1週間以内に町のホームページで公開する。回答は、質問者を伏せた形で行うが、公平性を保てない場合等は回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要項等の追加又は修正とみなす。なお、質問書以外で提出された質問に対しては、回答しない。

8 企画提案書の提出

(1) 受付期間（提出期限）

令和8年8月10日（月）9時から令和8年8月28日（金）17時まで

(2) 提出物

ア 企画提案書（様式第6号）

イ 価格提案書（様式第7号）

※価格提案書は提案する実施項目の費用が分かるように内訳、根拠を記載し、消費税及び地方消費税を含む額を提示すること。

ウ 応募者の業務実績体制（任意様式）

エ 実施手順及び工程計画（任意様式）

オ 実施方針（任意様式）

(3) 企画提案書には次の事項を参考に記載すること

〔業務遂行の体制〕

ア 組織図

イ 業務責任者

ウ 業務担当者（人数含む）

エ サポート体制

オ 町内の事務所、営業所等の活動拠点の所在地及び実施体制

カ 他団体から受託した同種事業の実績

キ 個人情報保護の対策

〔具体的な業務内容〕※法第24条の業務に限る

相談対応業務

ア 空家等に関する相談受付（電話・窓口・オンライン等）平日5時間以上

イ 相談内容の整理及び課題の抽出

ウ 専門家等への引継ぎ及び連携調整

エ 継続的なフォローアップ対応

利活用支援業務

- ア 空家等の売却、賃貸等の活用提案
- イ 所有者と利用希望者とのマッチング支援

普及啓発業務

- ア 広報活動（チラシ、ホームページ、SNS 等）
- イ 出張相談会及びセミナーの開催

連携業務

関係団体及び専門家と連携体制を構築し、相談対応において円滑に連携できる体制を確保すること。

（４）提案限度額

提案額の上限は、

- 令和８年度 金 999,900 円
- 令和９年度 金 1,999,800 円
- 令和１０年度 金 1,999,800 円

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

９ 審査

（１）審査方法

- ア 審査は非公開とする。
- イ 審査は、書面及びプレゼンテーションにより行う。
- ウ 審査結果によっては、いずれの参加者も受託候補者に選定しないことがある。
- エ 提案者が１者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の６割以上ある場合に受託候補者として選定する。６割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

（２）プレゼンテーション

- ア 日程
令和８年９月上旬【予定】詳細は、後日案内する。
- イ 会場
企画提案書を提出した者に対して別途通知する。
- ウ 実施方法
プレゼンテーションは対面又はオンライン（Zoom）により実施する。参加者は参加表明書（様式第１号）において希望する実施方式を選択するものとする。なお、オンラインで実施する場合のミーティング ID 等は町が別途通知する。

エ プレゼンテーションの実施

- ① プレゼンテーションは、30 分以内とする。
- ② プレゼンテーションの出席者は、5 人までとする。
- ③ プレゼンテーション終了後、審査員からの質疑に応答すること。（30 分程度）
- ④ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とする。

オ 注意事項

- ① 説明は、提出期限までに提出した企画提案書により行うものとする。
- ② パソコンを使用する場合は、参加者が用意すること。
なお、大型モニターと HDMI ケーブルは事務局が会場に準備をする。
- ③ 審査に当たっては、プロポーザル審査会の前日までに、個別に提案内容の確認を行うことがある。確認は、参加表明書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。
- ④ 指定時間に遅れた場合又はプレゼンテーションを行わなかった場合は審査対象としない。

（３）失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・虚偽記載
- ・不正行為
- ・期限違反
- ・提案限度額を超える場合

10 候補者の選考方法

- （１）別表「松前町空家相談窓口運營業務公募型プロポーザル審査基準」に示す観点を基に、提案内容、実施体制、実績及び価格等を総合的に評価し、最も優れた提案者を受託候補者として選定する。
- （２）なお、提案者が１者のみの場合でも審査を実施し、一定水準（６割以上）に満たない場合は選定しない。
- （３）最高点の者が複数の場合は、下記の順で特定するものとする。なお、選定された候補者が契約を締結しない場合には、当該候補者から辞退届を徴するとともに、次順位者を候補者として交渉することとする。

- （ア）相談対応力の評価が高い者
- （イ）実施体制の評価が高い者
- （ウ）施策提案力の評価が高い者。

11 審査結果

- (1) 審査結果は、企画提案書を提出した全ての者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 令和8年9月中旬【予定】

12 契約及び指定

(1) 契約締結の協議

選定された候補者と、提出された企画提案書を基に業務について協議を行い、契約時の仕様書を作成する。

したがって、企画提案書の提案内容や金額がそのまま契約内容となるものではなく、協議の過程で提案内容の一部に変更がある場合がある。なお、協議が調わなかった場合は、審査結果が次点であった者と協議を行う。

(2) 契約の締結

候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする（令和8年10月上旬予定）。

ただし、選定された候補者又は法人が契約締結までの間に参加資格要件を満たさないと認められた場合は、次順位者を候補者として交渉することとする。

なお、契約に際して、選定された候補者はあらためて見積書を提出するものとする。契約締結後、本業務でとりまとめた成果品の著作権については、松前町に帰属するものとする。

(3) 空家等管理活用支援法人の指定

本業務の受託者については、契約締結後、空家等管理活用支援法人として指定するものとする。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (2) 提出された申請書類は返却しない。
- (3) プロポーザルへの参加のために提出された書類一式は、受託候補者の選定以外の目的で使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、松前町情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (4) 参加表明書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「14 事務局」に提出すること。
- (5) 提案書を提出した後、提出書類の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、町から指示した場合を除く。
- (6) 提案書を提出した後、松前町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (7) 参加者が1者であっても本プロポーザルを実施する。

- (8) 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本プロポーザルに要した費用を松前町に請求することはできない。
- (9) 提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属する。ただし、本町契約に至った者が作成した提案書等については、松前町が必要と認める場合には、松前町は、あらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (10) 企画提案書の提出をもって、参加者が本要項の記載内容に同意したものとする。
- (11) 参加者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (12) 手続において使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本国、時刻は日本標準時とする。
- (13) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (14) 本要項に定めのない事項は、町と協議の上定める。

14 事務局

〒791-3120

愛媛県伊予郡松前町大字筒井 631 番地

松前町 産業建設部 まちづくり課 住宅係

担当：手島、仲田

TEL：089-985-4122（直通）

E-mail：235jutaku@town.masaki.ehime.jp